

文書館だより

徳島県立文書館

第5号



第6回企画展示 「阿波の心算」

平成5年4月27日～8月1日

幕末に庶民の実践道徳として大流行した「心算」を、半田町の大久保家文書で展示
〔金のなる木〕って知ってる?〕

所蔵史料紹介6 「黎明期医学書」

平成5年8月3日～10月17日

家老・賀島の侍医を勤めた古川家に伝わる近代医学黎明期の医学書を中心に展示
〔解体新書〕もあるよ!〕

第7回企画展示 「辰巳新田」

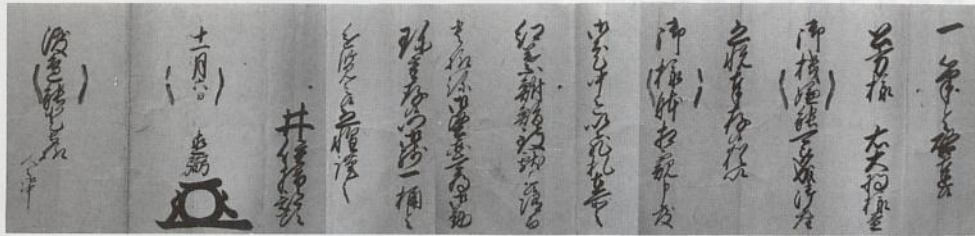
平成5年10月19日～6年1月30日

辰巳新田の開拓者である井上家の文書及び干拓関係の文書を通して「辰巳」の過去と未来を考える。

●●● 目次 ●●●

ごあいさつ	2
阿波の犯罪史	2
井伊掃部頭直弼の書状とびっく	3
地域の歴史と文書館	4
ご利用下さい 文書館データベース	6
雑感	7
あなたも歴史の語り部に	7

古文書に親しむコーナー 井伊掃部頭直弼の書状



この書状は、のちに大老となり、かの有名な安政の大獄をひき起した近江の彦根藩主井伊掃部頭直弼が、弘化元年（二八四四）へ推定十一月六日、当時の大目付であった渡邊能登守輝綱に対して、將軍家慶と其継嗣家定への御機嫌伺いに、国許の名産である紅葉鮎の鮎を献上するため、飛脚便で老中まで送り届けたこと、および貴殿へも残りの一桶を進呈する旨を報じたものです。徳島市仲之町一丁目の井上朋弥氏寄託文書で井上家の先祖が関東で手広く商業活動を行っていた時に何らかの事情で入手したものです。

（解読文）一筆令啓達候

公方様 右大将様益

御機嫌能可被成御座

恐悦奉存候猶以

御様躰相窺申度

御老中迄以飛札在所之

紅葉鮎致献上候隨而

貴様弥御堅固可爲御勤

珍重存候以御残一桶令

進覽之候 恐惶謹言

井伊掃部頭

十一月六日 直弼（花押）

渡邊能登守様 人々御中

（読み下し）一筆啓達せしめ候

公方様 右大将様益

御機嫌能く御座成らる可く

恐悦に存じ奉り候 猶以って

御様躰相窺い申し度

御老中迄飛札を以って 在所之

紅葉鮎献上致し候 随って

貴様弥御堅固に御勤め

珍重に存じ候 御残り一桶を以って

之を進覽せしめ候 恐惶謹言

（用語解説）

十一月六日 井伊掃部頭直弼（花押）
渡邊能登守様 人びと御中

啓達 手紙などで申し上げること。

公方様 室町時代以後、征夷大将軍の称。

右大将様 將軍家慶のこと。

恐悦 右近衛大将の略。將軍の継嗣家定のこと。

様躰 恭悦とも書く。謹んで悦ぶこと。

相窺 他人によるこびを言う時の語。

飛札 様体とも書く。ありさま。状況。様相。

在所 御窺いすること。目上の人の安否を尋ねる。

紅葉鮎 飛脚に持たせてやる急ぎの手紙。急用の手紙。

貴様 郷。国元。

堅固 琵琶湖で秋冬に産する鱧の紅色になった鮎。「春は桜鯛、秋は紅葉鮎」と言われた。

珍重 近世中期までは、目上の相手に対する敬称。以後は同輩または同輩以下に対して、男子が用いた。貴公。おまえ。君。

進覽 すこやかなこと。達者。

恐惶謹言 めでたいこと。結構なこと。また、書簡文で相手に自愛を勧める語としての用法もある。

御老中迄 進めて御覧に供すること。

御様躰相窺い 恐れかしこみ、つつしんで申し上げる意。候文の手紙の終りに記す挨拶語。

（福田憲淵）

いあいさつ

館長 大和 武生

四月の人事異動で館長に就任することになりましたが、文書館業務に従事してすでに五年目になります。

この間「徳島県立文書館」の名は、県内外に随分知れわたりましたが、本来の文書館機能を十分に果たしているかという点、必ずしも肯定的な回答を出すことはできません。

文書館の中心任務は、現在公文書の未来への伝達であります。現行法では「歴史資料として重要な公文書等を保存・利用・研究調査する施設」と定めております。

この意味で「存在としての文書館」から「機能としての文書館」に脱皮しなければならぬ時期に立たされているといえます。機能としての文書館とは、利用する側も、資料を提供する側も意識の中に文書館を置き日常生活の場で活用させることを意味します。

今県民のどなたでも読みたい本があれば、第一に図書館に行くことを思い浮かべます。したがって出版されている本は揃えて置かなければならないと図書館側でも用意する。これが機能としての文化施設のあり方です。

自分で調べたいことがあれば文書館を思い浮かべ、県や文書館の職員は、県民が現在未来にわたって知りたいと考えることを予測して資料を保存する。そうした施設を目指して一歩一歩進んで行きたいと考えております。

阿波における犯罪記録として、従来知られる資料に「異事日記」「阿波国徴古雜抄」所収『国政温故録』『阿場市街実記』などがある。これらの資料を読むと、犯罪の種類と処刑された処罰が必ずしも一致していない。といてもほとんどが死刑であり、量刑の差は死刑の仕方にあるように思われる。

庶民の死刑には、鋸びき・火刑・磔（はりつけ）・獄門・打ち首があり、切腹と斬罪しかない武士の場合とは、階級によって区別されている。

近代の刑法の基本が、犯罪者の更生にあるのに対して、封建時代の刑法の基本は「見せしめ」であったようだ。

量刑に整合性が少ないのは、司法権が領主の行政権の中に組み込まれ、完全に領主の意図によって判決が左右されたためであろう。

さて阿波の犯罪資料として活字化された資料には、上記の他に『阿波年表秘録』『阿波筋目書』等の諸記録や『元木家記録』『住友家文書』などの民間の文書から克明に拾っていくほかにない。

ところが活字化されていない古文書史料として国立史料館に収蔵されている膨大な『蜂須賀家文書』の中に「賞罰帳」と称する一連の文書群がある。

現在、本館ではこれを紙焼きの複製本として五一冊作製している。一冊平均が約一六〇枚の見開きだから三二〇ページになり、合計で約八二〇〇枚、一万六千ページという膨大な分量に達する。その内容は藩士たちの犯し

た犯罪記録と、それに対する藩の対応を記した史料である。犯罪という行為を通してストリートに「封建時代」を理解することができるといえるだろう。

現在、本館では毎年行っている古文書入門講座の終了者が、数グループに分かれ定期的に集まり、適量な分量になれば刊行する予定で解読している。すでに一冊分の解読を終了した。

こうした県民的立場での歴史資料に関する調査研究も、文書館の主要な業務である。

このように藩政期の裁判記録は、司法が行政権に内包されていたため、領主資料である『蜂須賀家文書』に残されていたのである。

それでは「近現代の裁判資料は？」という点、刑事訴訟に関する記録は裁判終結後に検察庁に移され、民事訴訟に関しては裁判所にそのまま保存されている。この保存方法は旧憲法時代から同じ方式だといえる。

こうして明治以来保存されてきた永年保存文書の裁判資料のうち一部が、主として収蔵能力の欠如から、部分的廃棄の法的処置が取られることになったのは最近のことである。

行政公文書と同様に、すべての司法公文書も永久に保存することは不可能である。しかし、その廃棄・保存に関する選別は、歴史的に見て司法当局のみの問題ではない。

この選別・保存に関しては、慎重にしかも多方面の良知を結集して、国民的立場で実施しなければ、悔いを千歳に残すことになるだろう。

阿波の犯罪史料

大和 武生



館長室にて

前日の公式訪問を終えてくつろがれたご様子の子のハース大使ご夫妻と随員のヴィルフリート・シュルテ参事官は、文化の森に昼すぎ到着、他館訪問の後文書館へ来られ、大和館長の案内で展示室・閲覧室・収蔵庫などを視察された。

文書館先進国のドイツ大使らしく、日本の古文書に関心を示され、開催中の「阿波の心学」展を興味深くご覧になった。特別収蔵庫では、最新の文書保存設備に驚かれ、蜂須賀家文書の書簡を直接手にとられ、ヨーロッパの古文書と違いに特に関心をもたれたご様子であった。

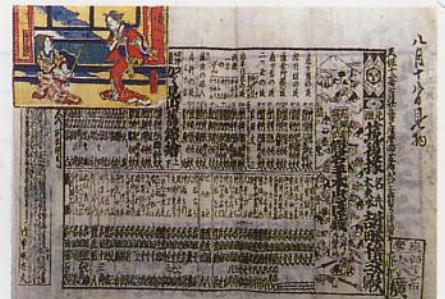
その後、館長室で板東俘虜収容所の研究を続けている近藤事務主任を加え、ドイツ俘虜雇用契約書などの収蔵史料や、全国に所在するドイツ兵士の墓碑の現況などについて歓談され、午後五時すぎ退館された。

【酒井家文書（美馬郡半田町、現当主酒井一宇氏・福山市在住）の概要】

半田町は近世徳島藩における吉野川上流域の交易の重要な中心地のひとつとして経済的・文化的に独自の発展を遂げた。なかでも、この地の代表的商人であった堺屋弥蔵は従来活発な経済活動を行う商人としての側面と、阿波の石門心学の一大中心地であった半田「根心社」の中心人物として知られていたが、今回の史料調査でその驚くべき多方面にわたる文化活動があきらかになった。

約一千点に及ぶ古文書をおおまかに整理すると、

- ① 「お蔭参り・ええじゃないか」関係
「御蔭参り百人一首」「御蔭参りの心得」「お蔭参りの歌」など伊勢参詣に実際に参加した弥蔵の記録。
- ② 「心学」関係
阿波藩西部の心学の拠点半田根心社の中心人物であった弥蔵の記録。
- ③ 「俳句」関係
刊行された俳句本をはじめ頻繁にひらかれた句会での膨大な俳句集。
- ④ 「歌舞伎、操り人形芝居」関係
半田周辺の脇町や金毘羅で興行された歌舞伎・人形芝居の番付や浄瑠璃台本のコレクション。
- ⑤ 「神社・仏閣」の縁起や参詣関係
伊勢神宮や金比羅神社をはじめ西日本を中心として神社・仏閣参詣の際に収集した縁起や地図、自らしるした旅行記録である旅日記など。
- ⑥ 大塩の乱、異国船、ペリー来航など当時の大事件を伝える世相の記録関係。



堺屋弥蔵が見物した芝居の番付集

- ⑦ 相撲番付・俳諧番付・書家番付・長者番付などさまざまな「番付」のコレクション。
- ⑧ 寺子屋の教科書類
「庭訓往来」「実語教」「今川」など。
- ⑨ その他、阿波踊りの源流と考えられる「組踊り」の記録など。

これら木箱十二箱におさめられた文書群には、メモ魔ともいえるほど手まめに当時の世相が克明に活写されており幕末・維新时期をたくましく生き抜いた地方の一商人の旺盛・活発な文化活動の姿に圧倒される。幕末維新时期の社会を知る上において貴重な史料を提供してくれており、総合的な研究がこれから期待される。

収集された史料は、一点一点内容を検討して、整理され、データはコンピュータに入力された後、公開される。

旧県庁が移築され、建物博物館としての役割を持つ文書館は、外観は古色蒼然としている、しかし中味は時代の最新式の設備をととのえた最先端施設である。

私たちはこの文書館を「地域文化の記憶の源泉」としてだけでなく、地域文化の創造、知的生産の拠点としたい。夢の実現に向けて新米アーキビストの古文書との格闘が今日もはじまる。

〔古文書係長〕

つづく

駐日ドイツ大使来館される

平成五年五月二一日(金)、国内視察のため来徳中の駐日ドイツ大使ヴィルヘルム・ハースご夫妻が文書館へ来館された。

親日家の氏は、父子二代にわたる駐日ドイツ大使で、昭和三五年には父君に随行し来県されたこともある。

徳島県には第一次世界大戦中、徳島と板東に俘虜收容所がおかれ、千余名のドイツ兵が抑留生活を送っており、歴史的にも関係が深い。

彼らは、地元の人びとに製パン・製菓、牧畜・酪農、野菜栽培、楽器演奏法など先進技術を教え、「ハイカラ」文化をもたらした。

双方は、勝者と敗者の壁をのりこえ、親密な人間的交流を展開している。



特別収蔵庫にて

地域の歴史と文書館

アーキビストの仕事現場から

立石 恵嗣

「文書館って何をするところ？」

四月に赴任して以来出会う人から投げかけられる質問。新米のアーキビスト(文書館職員)としては即答に窮する難問のひとつ。

文書館は昭和六二年「公文書館法」が成立して法的に市民権は得たものの、世間の一般常識の中にはまだ定着されていない。

明治以後、文明開化の波にのって欧米から図書館や美術館、博物館が輸入され、近代日本の市民社会の中しつかりと位置づけられているのに、文書館だけ導入されなかった。

近代日本の歴史意識にかかわる謎のひとつである。

文書館の仕事は百年後の大木を植えるといわれる悠長な作業。まして開館三年目の本館に赴任した新人アーキビストとしてはすべてが手探りの日々。徳島県にかかわる歴史的文書資料の収集・整理・保管・公開等々、文書館としての仕事は次第に軌道にのりつつあるが課題は山積みされている。

しかし、古文書係としては未整理の古文書の山と格闘しながらも新しい発見や魅力あふれる歴史的世界のひろがり心おどらせる毎日でもある。

さて、文書館の大事な任務のひとつに県内に散在する歴史的資料の調査と収集の仕事がある。開館まもない本館にはまだまだ収蔵資料も少なく、館内の所蔵史料を整理する作業を進める一方で、県内各地に資料調査員(現

在十三名)を配置して情報網を張り、歴史資料の所在調査や収集を精力的にすすめている。

古文書があるという情報がいると何はともあれ現地に駆けつける。所蔵者の了解を得て時には朽ちた廃屋や土蔵の中に飛び込む。蜘蛛の巣をかき分け、鼠の小便やダニ、積もる埃にせき込みながら、重い道具をかたづけ探し当てる虫喰いだらけの古文書の山。その作業は土の中から、いにしえの人の営みを掘り起こす考古学者の発掘に似ている。

しかし、そんな気の滅入りそうな作業の中にも人知れぬ喜びはある。

埃をはらい、判読しにくい文字を読みとる。

「御蔭参り心得」「エエジャナイカ エエジャナイカ」と文字が踊る。なんとそれは今から一七〇年ほど前、幕末の日本に怒濤のように湧き起こった伊勢神宮参り(おかげまいり)の参詣の記録。しかも、文政十三(一八三〇)年の御蔭参りは阿波からはじまったというのは定説になっているがその当事者の記録。「お蔭参り」研究の第一級史料の発見である。

埃にまみれた古文書をまさぐる中で、遠い時間に埋もれた先人の息吹きを感じる時、高まる期待感や興奮とともにアーキビストは、歴史家になる。

はやる心をおさえて早速、所蔵者と交渉。

この文書の重要性を話して、緊急に専門的な保存管理をお願いする。

数日して、所蔵者から古文書のくん蒸と整理・保管の依頼が文書館へ連絡が入った。

現在のこの古文書は、くん蒸を済ませ、酒井家文書(堺屋文書)として整理にとりかかっている。

雑感

本村 忠昭

文化の森総合公園内の一角に、昭和時代の県庁のコピー版が建っている。これが文書館であり、私は四月一日から勤務している。毎朝うぐいすの「ホーホケキョ」の出迎えの挨拶で一日が始まるという恵まれた環境にあり、時間はゆったりと流れる。

この文化の森には、それぞれ特色ある五つの館があり徳島の文化の香りの源である。園瀬川の道から望む五つの館は、山を背に手のひらのように陣取って人々を招いているかのごとく私には見える。

入口から順に親指は図書館で、どっしりと父親の貫祿。人指し指は博物館で、やさしい母親。中指はノッポの二十一世紀館で未来世紀に向けての情報収集役の兄貴。薬指は近代美術館で、館内はカラフルに化粧した美人の姉。最後のかわいい小指の建物はオールドファッションでおめかしした恋人、我が文書館である。ここは昔なつかしい公文書、古文書のふるさと。初恋の人と巡り会えるタイムスリップした、心ときめく所である。今日の新聞のなんといいことはないチラシも百年たてば立派な古文書に変身すること。まさに人生は短かく、文書は長しの感がする。とにかく私たち県民の大切な活動の証、また、記憶の源泉としての重要な文書記録情報収集保存館が文書館である。館内資料の歴史的文化的価値は、広く県民から認められ、徳島県での学術文化機能を末永く果す大役を担って

ゆくものと思われる。

・ ・ ・ それから百年後の春、ところは小鳥さえずり、花咲き競う美しい文化の森文書館。私の何代か後の子孫が私の県庁時代（元号昭和）に起草した公文書（なんと小生の乱文乱筆も時の経過により風格のある古文書に変身しているではないか）を偶然に発見し、「あったー」という感嘆の声で春眠から覚めた。
 ・ ・ ・ 子供の声で起こされた平成五年五月、休日の昼近い朝であった。

（副館長）

あなたも行政の語り部に

近藤 文子

許認可・補助金交付・税徴収・契約締結・統計調査・各種の申請・受理行為・・・
 ここには、県行政のさまざまな姿があります。公務としてなされるこれらの行為は、立案・回議・決裁という段階の後、執行されますが、その経過を書面で残したものが公文書です。県庁では年間十万件を越える公文書が作成されているとか。

ところで、これらの公文書は、案件ごとに一、五、十年、永久の文書保存年限が定められており、現在文書館では、五年と十年の保存年限文書を対象に収集活動を行っております。

文書管理者から送付されてくる「廃棄決定文書目録」によって、歴史的文化的価値を有するかどうかを選別し、価値を有すると認め

られた場合は永久保存ということになります。公文書の殿堂入りです。

殿堂にお興入れした公文書は、まず、「燻蒸室」で消毒・殺虫・殺菌のガスシャワーを浴び、「整理室」で身繕いの製本修理がされます。ゼロテープ・ガムテープ・ゼムクリップ等の使用された公文書綴の哀れさー!!!ご想像にお任せしましょう。その後、戸籍登録（データベース入力）を済ませれば、お興入れ手続きは完了です。

手続きが完了した公文書簿冊は、ほとんどが永い眠りにつきます。というのは、「文書館利用規定」第六条により、文書が完結した年度の翌年度から起算して三十年を経過しない公文書は、閲覧等の利用に供しないという利用制限があるからです。

（もちろん、県職員として公務上閲覧の要がある場合は特別閲覧できますが。）

さて、三十年、五十年、百年・・・後、永い眠りから覚めた公文書は、セピア色の深い色合いの中に、「今」をたたえていること請け合いです。

そのとき、あなたは行政の語り部を演じることになるでしょう。時間という触媒は、倫理観、価値観を全く異にする社会を生み出しているかも知れません。しかし、現在の体制、通念、コンセンサス上に立った「今の行政」を雄弁に語ることにあります。

こういう観点からも公文書作成者として、その歴史的価値・有用性を認識しつつ、世代をスパンとする語り部というロマンを秘めて、毎日の業務をこなしてみようじゃありませんか。

（事務主任）

ご利用ください

文書館データベース(古文書編)

金原 祐樹

ご存じのとおり、文化の森総合公園内の五館は、コンピュータという絆で結ばれています。その一番の目玉が、各館のデータベースです。文書館からコンピュータさえ叩けば、図書館の所蔵している本でも、博物館の資料でも、21世紀館のイベント情報でもたちどころに検索する事ができるわけです。更にみなさんのご自宅のコンピュータからでもつながることが可能なのです(このことについては、二十一世紀館情報システム担当まで)。上手に利用していけば、新しい情報源として十分ご利用いただけるはずです。

文化の森のデータベースは、画面が固い・キーボードの操作が複雑・内容がわかりにくいということと、とにかくとつきにくいと思っっているのではないかと思います。ですがデータベースの目的といたくつかのこっさえわかっただけです。簡単です。使っただけと思っただけです。

文書館のデータベースは単純に言っただけで、文書館が持っている資料の目録です。冊子体の目録では、資料を一元的にしかなべることができないし、たくさん資料の中から自分の必要なのを取り出すのにかなりの時間がかかりますが、データベースで絞込み

をかけていけば、瞬時に自分の必要な資料に行き着くことができるわけです。今回は、古文書のデータベースの利用のこつをお教えします。

古文書データベースの特徴として、第一に家別に分類されていることを知っていただきたいと思っます。古文書は民間の資料です。家というものに最も影響されます。大名の家ならば、領国全般の関係資料があるだろうし、庄屋の家ならば村内の資料が中心となるでしょうし、商家なら当然商売関係の資料が中心になります。ですから、まず文書館にどんな家の文書が入っっているかを知っただけで必要なのです。(別表参照)

そのほかに、表題・年代・分類・作成者・宛者からの検索が可能になっています。表題・作成者・宛者は、項目中の言葉でも検索できます。例えば、「蜂須賀家政」という名前の人ならば、「蜂須賀」でも「家政」でも検索できるわけです。

またこれらの項目を組み合わせて検索することもできます。例えば年代で検索してから更に、表題で絞り込みをかけることができるわけです。

古文書のデータベースはまだまだ県全域の資料を網羅するまでいたっていませんので利用するときは、文書館に入っっている資料の傾向を少し知っておいていただくことが必要だと思っます。それはまず、どんな家の資料が入っっているかを知っただけでいいです。

このデータベースに入っっている史料は全

て、現物もしくは複製物で見ただけのことができるものです。文書館の閲覧室または、一階受付の職員にデータベース上に出でくる資料番号を添えて提出していただければ現物を出して参ります。是非、現物の史料に触れてみて歴史の重みを感じてみてくだされ。

データベース入力済の資料(別表)

文書名	点数	年代	内容
蜂須賀家文書	1021	近世・明治	大名文書 家政文書が中心
渡辺家文書	261	近世・明治	武家文書 数少ない武家文書
入田村文書	212	近世	地方文書 証書類が中心
谷家文書	655	近世	庄屋文書 山村の庄屋・行政関係
大久保家文書	1327	近世	商屋文書 酒造・油等の商売文書
天野家文書	159	近世	商屋文書 廻船関係の文書
木津野村文書	405	近世・明治	村有文書 村の行政関係文書
手束家文書	871	明治	地方文書 地主経営関係の文書
坂田家文書	354	明治	地方文書 明治以降の教育関係資料
古川家文書	749	近世	医師文書 医学関係の和書類
伊丹家文書	451	明治・大正	地方文書 養蚕農家の経営文書

(主事)

あゆみ

- 平成4年9月28日 日和佐保健所資料収集
- 10月27日 第5回企画展示
- 10月21日 「県庁の変遷」展
- 11月11日 全史料協全国大会
- 11月13日 (於 名古屋市)
- 11月16日 史料管理学短期研修
- 12月18日 (於 徳島千秋閣)
- 12月18日 県庁内行政資料収集
- 12月24日
- 平成5年1月5日 県庁内書庫公文書調査
- 1月8日
- 1月22日 県立図書館蔵「堀江村文書」マイクロ撮影開始
- 2月22日 第2回文書館協議会
- 2月23日 資料紹介5
- 4月25日 「戦中戦後の紙芝居」展
- 3月4日 全史料協役員会
- 3月11日 第2回文化の森紹介展
- 3月14日 (於 日和佐町公民館)
- 3月23日 歴史講座「中世社会と女性」(於21世紀館)
- 4月15日 酒井家文書寄託
- 4月18日 全史料協近畿部会準備会
- 4月27日 第6回企画展示
- 8月1日 「阿波の心学」展
- 5月13日 公文書収集調査(鹵検定所)
- 5月15日 第3回古文書講座開講
- 5月19日 全史料協役員会
- 5月20日 全史料協近畿部会総会
- 5月21日 駐日ドイツ大使来館

- 5月26日 神山町史料調査
- 6月1日 公立公文書館館長会議
- 6月23日 文書館資料調査員会議

ご協力 おねがい!

調査書・統計書・報告書・写真アルバム・ポスター・パンフレット・設計図・地図・録音テープ・ビデオテープ・・・どんな形態の行政資料でも結構!!! 忘れずに送ってネ。

おしらせ

- 平成5年7月4日 史料管理学研修(前期)
- 7月24日 (於 東京都)
- 7月12日 第1回文書館協議会
- 7月29日 同和問題啓発資料展
- 8月8日 (於 21世紀館)
- 8月3日 「資料紹介6」
- 10月17日 「黎明期の医学書」
- 8月5日 文書史料保存研修会
- 8月6日 (於 徳島県立文書館)
- 11日 文書史料保存実技研修
- 8月29日 史料管理学研修(後期)
- 9月18日 (於 東京都)
- 10月13日 全史料協研修会
- 10月14日 全史料協第19回全国大会
- 10月15日 (於 鳥取市)
- 10月19日 第7回企画展示
- 11月30日 「辰巳新田」
- 11月7日 史料管理学研修(短期)
- 11月14日 (於 京都市)

◆編集後記◆

文化の森では、「かぐわしい緑」というフレーズを実感しつつお仕事しています。「文書館だより」今号からカラーファクションで装うことにしました。「ブラウン」は文書館のシンボルカラーです。旧県庁の煉瓦の館がオーバードラップしてきませんか。

さて、本館では半世紀余にわたりあの煉瓦の館から生み出された公文書・行政資料、四百年來阿波の地で醸成された武家・民衆の記録である古文書など、県民共有の貴重な歴史的財産の保存・管理・調査・研究にと、ニュースタッフともどもがんばっております。

「徳島県立文書館」の存在をより身近に感じていただけるよう、毎号魅力ある「たより」を送りたいと思っております。皆様からの「おたより」も期待いたしておりますので、ご愛読かたがたよろしくお願いたします。(文文)



文書館だより

第5号

平成五(一九九三)年七月一日発行

編集兼発行 徳島県立文書館
 〒七七〇 徳島市八万町向寺山
 文化の森総合公園内

印刷 (株)教育出版センター